

カフェテリアプランのご利用にあたって

健康保険組合の「保健事業」について

健康保険組合は法律により、健康教育・健康相談・健康診査・その他被保険者と被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を実施することが義務付けられています。これらの事業を「保健事業」と呼びます。

東京スター銀行健康保険組合の「保健事業」の特徴は、その実施にあたりカフェテリアプラン方式(選択型福利厚生制度)を採用していることです。

「カフェテリアプラン」とはどんな制度？

—多様化する個人のニーズに応えます—

カフェテリアで料理や飲み物を選ぶように、予め与えられたポイントの範囲内で、様々なメニューの中から被保険者のみなさんが必要とするサービスを自由に選んで利用できる制度です。当組合にとっては予算の有効活用ができる上に、被保険者の様々なニーズに応えることが可能な制度といえます。

当組合の「健保カフェテリアプラン」はインターネットを利用しているため24時間、ご家庭のパソコンからもご利用いただけます。

なお、メニューの内容については、厚生労働省令で規定されている事業の範疇に限定されていますので、ご了承ください。

カフェテリアポイント

2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)は、被保険者1人につき年間10,000ポイントを付与します。

●有効期限

カフェテリアポイントの有効期限は付与されてから1年間(年度)です。次年度に繰越すことはできません。

項 目	内 容
ポイント額	10,000ポイント ※1ポイントは1円と換算
付 与 資 格	被保険者
付 与 期 日	毎年4月1日 中途入行の場合、入行時期に応じて付与
有 効 期 間	1年間 ※当該年度の3月31日まで

○中途入行者の付与形態は下記の通りです。

★ポイント付与日★

毎月20日までの入行者→入行翌月1日

毎月21日～末日入行者→入行翌々月1日

★付与ポイント数★

入 行 日	4/1～8/20	8/21～12/20	12/21～2/20
付与ポイント数	10,000P	7,000P	3,000P

※2/21～3/31入行者への当該年度のポイント付与はありません。